

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

特定の小規模宅地は80%評価減を適用

租税特別措置法の一部改正法案が国会に提出され、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」、いわゆる小規模宅地の評価減特例の改正の詳細が明らかになった。

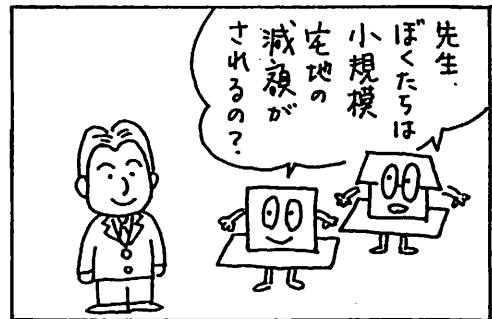
具体的には、①特定事業用宅地等、②特定居住用宅地等、③国営事業用宅地等、④特定同族会社事業用宅地等の、4種類の特定小規模宅地については、評価減割合は80%に引き上げられる一方で、その他の小規模宅地の評価減割合は、一律50%とされることとなった。

まず、「特定事業用宅地等」とは、被相続人等の事業の用（不動産貸し付け業を除く）に供されていた宅地等を相続等により取得した者の中に、次のいずれかの要件を満たす親族がいる場合とされている。

a. その親族が相続開始時から相続税の申告期限までの間に、その宅地の上で営まれていた被相続人の事業を引継ぎ、同申告期限まで引き続きその宅地を所有し、かつ、その事業を営んでいること

b. その親族が、被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から相続税の申告期限まで引き続きその宅地を所有し、かつ、相続開始前から申告期限までその宅地を自己の事業の用に供していること

なお、特定事業用宅地等については、法案成立とともに公布される政令により、一定の限定措置が付されることになる。



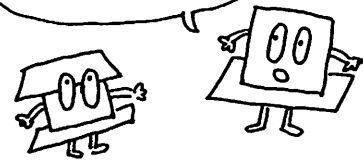
80%評価減されるのは次の4つです

- ① 特定事業用宅地等
- ② 特定居住用宅地等
- ③ 国営事業用宅地等

- ④ 特定同族会社事業用宅地等



特定事業用宅地等、ってなに？



不動産貸し付け以外で
申告期限まで
被相続人の事業か
自分の事業の用に
供している宅地の
ことだよ



居住用宅地については明日説明します